

## 市報第13号

## 変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年9月3日

横浜市長 林 文子

## 財政局

専 決 年 月 日	契 約 の 概 要（下線部が今回の変更内容）			変 更 理 由	
	契 約 名	相 手 方	議決・専決年月日 変 更 前 変 更 後		
2.7.6	港南公会堂及び港南土木事務所整備工事（建築工事）請負契約	松尾・大洋・安藤建設共同企業体	<u>30.10.4議決</u> 契約金額 <u>3,391,200,000円</u> 完成期限 <u>平成33年1月29日</u>	契約金額 <u>3,407,337,000円</u> 完成期限 <u>令和3年3月26日</u>	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として工事を一時中止した等のため
同	横浜マリントワー改修工事（建築工事）請負契約	株式会社渡辺組	<u>元.10.15専決</u> 契約金額 <u>1,102,200,000円</u> 完成期限 令和4年3月31日 <u>元.9.20議決</u> 契約金額 1,100,000,000円 完成期限 令和4年3月31日	契約金額 <u>1,107,150,000円</u> 完成期限 令和4年3月31日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として工事を一時中止したため

**参 考**

**市長専決処分事項指定の件（抜粋）**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

**地方自治法（抜粋）**

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

**横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）**

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。

